

岐阜県公報

第 二 百 四 十 五 号
令 和 三 年 十 月 二 十 六 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
保安林の解除をしようとする旨の通知
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(家畜防疫対策課) 五四九
(治 山 課) 五四九
(同) 五五〇
(道路維持課) 五五〇
(同) 五五〇

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五五一

正 誤

道路の区域変更中訂正

(道路維持課) 五五三

告 示

岐阜県告示第四百五十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十五条の規定により告示する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽(だちよう)にあつては、十羽(以上)を飼養する家きん飼養農場(消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。)

その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和三年十一月十五日から同年十二月三日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内(飼育舎周囲及び農場外縁部)への散布

岐阜県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
可児市谷迫間字大清水五七〇の一三、五七〇の一五、五七〇の一六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町下佐見字日向山九〇五、九二〇の一、九二〇の二、九二〇の三、九二〇の五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向山九〇五・九二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
九二〇の二、九二〇の三、九二〇の五
2 その他森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	中津川停車場線	中津川市中津川字一色一五四八番一八地先地内	前	四・五	三六・八	終点の変更
		中津川市中津川字一色一五四八番一八地先から同市同字同一五四八番一三〇地先まで	後	一五・三 二二・九	五・〇	

岐阜県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
中津川 停車場線	路線	中津川市 八番一八地先から 八番一三〇地先まで	色一五四	五・〇	令和 三・一〇・二六	令和 三・一〇・二六

岐阜県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
河神 合岡線	路線	飛騨市古川町 谷字落合二五六 番一地先から 同市同町同字 宇土三〇一 番一地先まで	宇土三〇一	三三・〇	令和 三・一〇・二六	平成 三〇・一・二三

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
大嶽 野南線	路線	揖斐郡大野町 大字下礪字前波 四二二番一 地先から 同郡同町 大字同字 宮前	同郡同町 大字同字 宮前	二七・〇	令和 三・一〇・二六	令和 三・一〇・二六

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一二号の二六 令和三・三・二三 岐阜県指令岐西建築第一四四号の一五 令和三・七・一六</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市竹鼻町狐穴字真修寺八四四番</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>岐阜県羽島市竹鼻町飯柄一三五番地 志 知 市 雄</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一二号の四 令和三・六・一六</p>	<p>羽島市竹鼻町狐穴字小堤一一三三番から一一三六番まで及び一五〇番から一一五二番まで</p>	<p>岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻三七〇番地二二 株式会社 Develop 代表取締役 原 田 直 樹</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一三号の九 令和二・九・二九 岐阜県指令岐西建築第一四四号の三 令和三・六・一八</p>	<p>瑞穂市穂積字野口九四〇番一</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町三宅九丁目二二三番地の一 NTビル 株式会社 TOWAIE 代表取締役 篠 田 直 樹</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一三三号 令和三・五・一八 岐阜県指令岐西建築第一四四号の二〇 令和三・九・三</p>	<p>瑞穂市穂積字野口一〇四八番一</p>	<p>岐阜県岐阜市北一色四丁目四番四号 株式会社旭建工の不動産 代表取締役 西 松 昭 人</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一四号の四 令和三・三・五</p>	<p>羽島郡岐南町平島二丁目八六番から八八番まで</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町三宅三丁目二二四番地 日新産業株式会社 代表取締役 伊 藤 和 人</p>
<p>岐阜県指令中建築第七三三号 令和元・七・二四 岐阜県指令中建築第一〇四号の二 令和二・八・二八 岐阜県指令中建築第一〇四号の八 令和三・二・二二</p>	<p>美濃加茂市健康のまち二丁目一番から三番まで、五番、七番、八番及び一一番の一部</p>	<p>岐阜県美濃加茂市古井町下古井五九〇番地 社会医療法人厚生会 理事長 山 田 實 紘</p>

<p>〔岐阜県指令中建築第八号〕 令和三・六・一五</p>		
<p>〔岐阜県指令中建築第七九号の三〕 平成二九・三・三〇 〔岐阜県指令中建築第八号〕 平成二九・七・一二 〔岐阜県指令中建築第八号の三〕 平成二九・一〇・四 〔岐阜県指令中建築第九号〕 平成三〇・一一・一五 〔岐阜県指令中建築第一〇二号の四〕 令和二・三・三〇 〔岐阜県指令中建築第九号〕 令和二・一〇・二六 〔岐阜県指令中建築第九号の六〕 令和三・二・一九 〔岐阜県指令中建築第九号の七〕 令和三・三・二五</p>	<p>〔第四工区〕 土岐市土岐津町土岐口字中山一三七二番一の一部、一三七二番八九の一部、一三七二番一三六の一部及び一三七二番一三七の 一部</p>	<p>岐阜県土岐市土岐津町土岐口二〇一 土岐市土岐口財産区 管理者 土岐市長 加藤 淳 司</p>

正 誤

(原稿誤り)

平成十八年九月八日第七百七十七号 道路の区域変更(岐阜県告示第五百三十八号)

六〇六頁上段の表中「四七二番一地先」は、「四七一番一地先」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年六月二十四日第二千五百五十七号 道路の区域変更(岐阜県告示第四百

五十五号) 四〇四頁上段の表中「四七二番一地先」は、「四七一番一地先」の誤り。

令和三年十月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社